

財務会計システム更新業務等

仕様書

平成28年4月22日

財務会計システムの範囲

本システムで処理する事務の範囲は、以下のサブシステムで構成され、詳細な機能要件は、機能確認書（資料4）のとおりとする。

- (1) 予算編成事務（予算要求・査定・予算書作成・予算執行連動等）
- (2) 予算執行事務（歳入・歳出予算執行、支払・収納処理等）
- (3) 決算処理事務（決算書作成、決算統計）
- (4) 関連事務（契約管理、検査管理、業者管理、備品管理、起債管理、行政評価）
- (5) 地方公会計標準ソフトウェア（以下「標準ソフト」という。）との連携事務（歳入・歳出等伝票データ抽出等）

I 財務会計システム更新業務

1 契約期間

契約締結日（平成28年6月上旬予定）から平成30年9月30日までとする。

2 導入システム

(1) 基本要件

- ①クラウド方式とし、サーバ機器はデータセンターに設置すること。
- ②提供するパッケージソフトウェアは以下のとおりとすること。
 - ・導入時点での財務会計パッケージソフトウェアの最新版を使用すること。
 - ・ウェブ方式とし、ブラウザは Internet Explorer 9～11に対応させること。
 - ・クライアント端末のOSが混在（Windows 7, 8, 10）していても、問題なく稼働すること。
- ③稼働時間は、毎日24時間（データバックアップ等の保守時間帯を除く。）とする。
- ④クラウドサービスの提供に用いるハードウェアは、次の要件を満たすこと。
 - ・障害が生じても業務を継続できるように冗長化対応を行うこと。
 - ・耐用年数経過等に対応した適切な機器更新を行うこと。
- ⑤財務会計システムの稼働に必要なサーバは、次の要件を満たすこと。
 - ・クライアント数を1,000台とし、同時に100台のクライアントが処理可能であること。
 - ・5年分のデータを保存できる容量を確保すること。
 - ・無停電電源装置を確保すること。
- ⑥標準ソフトの稼働に必要なサーバは、次の要件を満たすこと。
 - ・クライアント数を100台とし、同時に10台のクライアントが処理可能であること。
 - ・5年分のデータを保存できる容量を確保すること。
 - ・無停電電源装置を確保すること。

(2) 基本機能

- ①「機能確認書」に記載する機能があること。

「機能確認書対応調査表」(様式18)において実装すると回答した機能を実装したシステムを導入すること。

- ②「帳票目録」(資料5)に記載する「帳票」が出力できること。

「帳票」は帳票目録に記載された要求水準のとおりとすること。

- ③カスタマイズができること(帳票を含む)。

「機能確認書対応調査表」にてカスタマイズ対応すると回答した機能を追加したシステムを導入すること。

(3) データ連携機能

以下のシステム(本市が指定するバージョン)とデータ連携等の機能があること。

- ①OCR装置(TOM960ex((株)ジェイエスキューブ))とのデータ連携
- ②SMBコンパコンバンクサービス(三井住友銀行)との連携
- ③人事給与システム((株)両備システムズ)との連携
- ④標準ソフト向けのデータ抽出・出力
- ⑤固定資産データの一括処理について、GIS(地理情報システム(株)パスコ)抽出データの受け取り処理
- ⑥CSV等による入力、出力

(4) 操作性

- ①処理スピードが迅速であること。
- ②画面操作が容易であること。
- ③入力項目はドロップダウンリストから選択する等入力しやすい形式とすること。
- ④更新前の確認を可能とし、入力ミスを防げること。
- ⑤印刷プレビュー機能により出力前に確認ができること。
- ⑥データの重複登録、入力漏れ、同期ずれを防げること。
- ⑦複数の業務を同時に表示し、利用できること。

(5) 安全性

- ①セキュリティシステムを保有し、不当なアクセスから保護できること。
- ②操作履歴を保存し、確認ができること。
- ③ID、パスワードを利用したシステムへのログインができること。
- ④本システムでのデータ検索、入力について、ID、パスワードの入力により処理可能なユーザを制限できること。
 - ・財政経営室、契約検査室、人事室、学校生活支援課、会計室の管理用機能は、その室等のみが利用できるようにすること。
 - ・他室等のデータを入出力・検索できないようにすること。
- ⑤ウイルス対策ソフトは、常に最新の状態に更新するとともに、パターンファイルの自動更新機能、常時監視機能及び検知時の通知機能を有するものとする。

(6) EUC

EUC機能があり、各種業務データよりCSVデータに出力し、Excel、Just Calc等に展開し活用できること。

3 業務内容

- (1) クラウド方式で本システムを導入し、稼働させるために必要な一切の作業及びハードウェア、ソフトウェア等の調達を行うこと。また、システム開発、調達等に際しては、本市担当者と十分に打合せを行い、庁内ネットワーク保守事業者等の関係者を含めた調整・テスト・検証を実施するとともに、必要に応じて立ち会うこと。

- ①パッケージシステムの調達・設定・調整
 - ②カスタマイズの開発・設定・調整
 - ・機能確認書に指定する機能要件の実装に伴い発生するカスタマイズを行うこと。
 - ③本システム稼働に必要なサーバの調達・設置・設定
 - ・機能確認書に指定する機能要件を実装するために必要な機能・仕様とすること。
 - ④データセンターとの回線接続のための配線・設定・調整
 - ・本市のイントラネットからアクセス可能な仕組みを構築すること。
 - ・本市庁内ネットワーク保守事業者と協議・調整の上、作業を進めること。
 - ⑤本市の所有となるデータの取扱い
 - ・独立したデータ構造とし、ウェブシステムの他のユーザーから遮断されアクセスできないものとする。
 - ⑥現行システムから本システムへのデータ移行計画作成、データ移行及び検証作業
 - ⑦OCR装置、銀行のパソコンバンクサービス、人事給与システムとのデータ連携
 - ・これに必要な現行人事給与システムベンダー等との打合せ・各種調整・テストを含む。
 - ⑧本市職員への研修の実施
 - ・各サブシステム主管室職員向け及び庶務担当者向け研修を実施すること。
 - ・庶務担当者向け研修は、最低3日間（午前・午後の計6回）行うこと。
 - ⑨本システムの稼働に当たり必要な操作マニュアル等のドキュメント作成
- (2) クラウド方式で標準ソフトウェアを導入し、稼働させるための必要な作業を行うこと。また、導入、調達等に際しては、本市担当者と十分に打合せを行い、関係者を含めた調整・テスト・検証の上、実施するとともに、必要に応じて立ち会うこと。
- ①標準ソフトのダウンロード・設定・調整
 - ②標準ソフトの稼働に必要なサーバ、ミドルウェアの調達・設置・設定
 - ・機能確認書に指定する要件を実装すること。
 - ③データセンターとの回線接続のための配線、設定、調整
 - ・本市のイントラネットからアクセス可能な仕組みを構築すること。
 - ・本市庁内ネットワーク保守事業者と協議・調整の上、作業を進めること。
 - ④本市の所有となるデータの取扱い
 - ・独立したデータ構造とし、他の利用団体から遮断されアクセスできないものとする。
 - ⑤固定資産データの一括処理
 - ・本市が別途契約するGIS（地理情報システム）抽出データの受け取り処理に必要なGISベンダー等との打合せ・各種調整・テストを行うこと。
 - ⑥本市担当職員への研修の実施
 - ・主管室職員向け研修を実施すること。
 - ⑦本システムの稼働に当たり必要な操作マニュアル等のドキュメント作成

4 稼働時期

システム稼働時期は、次の表のとおりとすること。

機能名	所管室	稼働時期
標準ソフトの導入（サーバ設置、ミドルウェア設定、インストールを含む）	会計室	平成28年10月1日

基本管理	会計室	平成28年10月1日
予算編成のうち予算要求機能	財政経営室	平成28年10月1日
予算編成のうち予算査定機能	財政経営室	平成28年11月1日
予算編成のうち予算書作成機能	財政経営室	平成29年1月4日
業者管理	契約検査室	平成29年1月4日
契約管理	契約検査室	平成29年4月1日
予算執行	財政経営室、契約検査室、会計室	平成29年4月1日
行政評価	財政経営室	平成29年4月1日
備品管理	会計室	平成29年4月1日
検査管理	契約検査室	平成29年4月1日
標準ソフトへの出力	会計室	平成29年4月1日
起債管理	財政経営室	平成29年10月1日
決算統計	財政経営室	平成30年5月1日

5 接続回線

- (1) データセンターとの接続は、インターネットVPN又は専用回線を用いること。
- (2) レスポンスの確保のため、専用回線は最低でも10Mbpsの帯域確保型とすること。

6 データ移行

- (1) 現行システムのデータは、システム更新の前に移行すること。
- (2) 主要なデータ移行の範囲とデータ量の参考は、次のとおりとする。
 - ・基本管理データ（職員、事業、科目等） 1,175人（平成27年4月現在）
約900事業、歳入691件、歳出3,783件
 - ・業者登録データ 2,921件（平成28年2月末現在）
 - ・債権者登録データ 2,001件（平成28年2月末現在）
 - ・備品登録データ 79,053件（平成28年2月末現在）
 - ・起債管理データ 866件（平成27年度末現在）
 - ・金融機関データ 35,916件（平成28年2月末現在）
 - ・平成27年度分の決算額のデータ 歳入 約700件、歳出 約4,000件
 - ・平成28年度分の予算編成データ 歳入691件、歳出 3,783件
 - ・平成28年度分の予算執行データ 同上
 - ・平成28年度分の行政評価データ 約900事業
 - ・平成24～28年度分の契約管理データ 約4,000件
- (3) 今回の入札結果により、現行システムのベンダーと落札者が異なることとなった場合は、現行システムのベンダーと協力して、データ移行作業を行うこと。
- (4) 落札者は、移行データを新システムに取り込む費用を負担すること。（現行システムのベンダーが移行データを抽出作成する費用は、含めない。）
- (5) 落札者は、市が提供する移行データを本システムに確実に移行すること。
- (6) 移行データの検証確認は、少なくとも3回以上（データの現状把握、データ移行のテスト、最終のデータ移行）とする。

7 データ

- (1) 予算査定、事業別予算、事業別決算、歳入・歳出伝票、契約等のデータは5年間保持すること。ただし、本市が指定した所属コードの変遷、重要物品等のデータは10年間保持すること。
- (2) 5年を経過しサーバから消去するデータについては、別途保管し、メディアに出力できるようにすること。
- (3) 事業数、支出命令書件数等は、次のとおりとする（必要なサーバ容量の参考にする）。

・事業数	916 事業（平成26年度）
・支出命令書件数	32,054 件（平成26年度）
・契約数	約1,000 件（平成26年度）
・業者登録数	2,921 件（平成28年2月末現在）
・債権者登録数	2,001 件（平成28年2月末現在）
・備品数	79,053 件（平成28年2月末現在）

8 業務体制

- (1) 本システムを円滑に開発・導入できる体制を組むこと。
- (2) 担当SEが本市職員と打ち合わせを行い、システム開発、カスタマイズの調整、不具合の調整、帳票の調整等を行うこと。
- (3) 上記の調整等は、システム導入後も、行政評価→予算編成→予算執行→決算統計までの一連の事務が終了するまで（平成30年9月まで）は無償で行うこと。
- (4) 本システムの構築開始から終了までの間（平成30年9月まで）、月に1回程度、システム構築の進捗状況、データ移行の進捗状況、問い合わせの対応等を報告する定例会を、本市事務室で開催すること。
- (5) 会議次第、会議結果報告書等は、落札者が作成すること。

9 履行確認、検収

- (1) システムのネットワーク、ハードウェア、ソフトウェア構成を把握し、ネットワーク構成図、ハードウェア一覧、ソフトウェア一覧等の資料を作成し、CD-R等の電子媒体で2部提出すること。
- (2) 履行確認、検収の結果、不都合な点がある場合は、速やかに是正すること。

Ⅱ 財務会計システムサービス提供業務

1 契約期間

平成28年10月1日から平成38年9月30日までとする。

2 基本要件

- (1) 本件契約は、クラウド方式により提供されるサービス(本システムのハードウェア、ソフトウェア及びデータ管理に関する使用許諾、保守、データセンターの維持管理経費など一切のサービスの提供)に対して使用料(毎月定額とすること)を支払う。
- (2) ウェブ方式により提供される本システムの稼働時間は、毎日24時間(データバックアップ等の保守時間帯を除く。)とする。
- (3) 本契約終了時まで、本システムのハードウェア、ソフトウェア及びデータ管理等の一切のサービスの提供に必要な保守サポートを行うこと。
- (4) 次のサービスに係る費用は、本市が毎月支払う使用料に含むものとする。
 - i OSを変更する必要があった場合のOSの変更
 - ii ソフトウェアのバージョンアップがあった場合のバージョンアップ(標準ソフトを含む)
 - iii サーバ等の機器更新があった場合の機器更新
 - iv 上記i～iiiのいずれかの事象によりパッケージシステムの導入が必要となった場合のパッケージシステムの導入
 - v 上記i～iiiのいずれかの事象により再度カスタマイズが必要となった場合のカスタマイズ
 - vi バグの対応
 - vii 軽易な設定変更、帳票変更等の作業
 - viii 決算統計表等の改訂等の定期的な変更
 - ix 年度末対応(組織変更、人事異動)に伴うデータ変更
 - x 決裁区分の変更、役職名の変更に伴うデータ変更

3 稼働維持

- (1) システムの運用支援体制を提供し、本市の承認を得ること。
- (2) 運用・操作マニュアルを分かりやすいものにして提供すること。また、運用及び支援体制の変更があった場合は速やかに改訂版を提供すること。
- (3) 問い合わせに対し、ヘルプデスク等必要な体制をとること。
- (4) 事故があった場合は、直ちに報告し、対応すること。
- (5) 安定稼働のための必要な措置をとること。
- (6) システムの変更作業等の日常業務に影響を与える作業は、平日の午後5時15分以降、土曜日、日曜日又は祝日に行うこと。
- (7) システムダウン等の重要障害が発生した場合、処理スピードの著しい遅延が発生した場合の対応及び使用料の減額については、SLA(サービスレベルアグリーメント)として提案すること(様式17別紙)。

4 データセンター

- (1) データセンターは日本国内とし、場所が特定できること。

- (2) データのバックアップ、サーバの運用監視、保守を行うこと。
- (3) ハードウェアについて、障害が発生しても業務を継続できるよう、冗長化等の対策をとること。
- (4) アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器等について、以下の運用管理を行うこと。
 - ①情報セキュリティ監視（稼働監視、障害監視、パフォーマンス監視等）の実施基準、手順等を定めること。
 - ②データセンターにおいては、専門知識・技術を有するスタッフにより常時監視を行うこと。
 - ③稼働監視（サーバからの応答の確認等）を行うこと。
 - ④障害監視（サービスが正常に動作していることの確認）を行うこと。
 - ⑤パフォーマンス監視（サービスのレスポンス時間の監視）を行うこと。
 - ⑥監視結果により、障害等の異常を検知した場合は、本市に速報を行うこと。
 - ⑦監視結果について、定期報告書を作成し、本市に報告すること。
 - ⑧技術的脆弱性に関する情報（OS、その他のソフトウェアのパッチ発行情報等）の定期的収集、適用検証、適用作業を行うこと。
 - ⑨ウイルス対策を講じ、パターンファイルを常に最新に更新すること。
 - ⑩データの定期的なバックアップを実施すること。
 - ⑪バックアップ、リストア方法等を明確にすること。
 - ⑫バックアップされた情報が正常に記録され、正しく読み出すことができるかについて定期的に確認すること。
- (5) OS、アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器等について、以下のセキュリティ対策を講じること。
 - ①外部及び内部からの不正アクセスを防止する措置（ファイアウォールの導入等）を講じること。
 - ②サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器等が設置されている建物(以下「主要機器を設置する建物」という。)は、免震構造又は耐震構造を採用していること。
 - ③主要機器を設置する建物には、停電や電力障害が生じた場合に電源を確保するための対策を講じること。
 - ④主要機器を設置する建物には、水害・火災・落雷対策を講じること。
 - ⑤主要機器を設置する建物には、機器等の発熱を抑えるのに十分な空調設備を有すること。
 - ⑥主要機器を設置する建物には、重要な物理的セキュリティ境界に対して監視カメラを設置し、監視を行うとともに、監視カメラの映像をあらかじめ定めた期間保存すること。
 - ⑦主要機器を設置する建物の重要な物理的セキュリティ境界に対し、従業員及び出入りを許可された者に対する入退室管理を行い、入退室記録を作成し、あらかじめ定めた期間保存すること。

5 システム保守

- (1) システムで使用しているハードウェア、ソフトウェアの構成・情報を管理すること。
- (2) 本システムのバージョンアップを継続的に行うこと。
- (3) バージョンアップの際は、事前に検証を行い、SEを派遣して説明を行うこと。

- (4) バグの対応は、速やかに行うこと。
- (5) 業務に関する設定変更、帳票変更が必要な場合は、速やかに対応すること。なお、軽易な設定変更、帳票変更等の作業は、本市が毎月支払う使用料の範囲内で行うこと。
- (6) OCR装置等の連携システムに変更が生じた場合は、本システムへの影響を調査し、速やかに対応作業を実施すること。
- (7) 決算統計表等の改訂等の定期的な変更に対応すること。
- (8) 組織変更、人事異動に伴うデータ変更に対応すること。
- (9) 決裁区分の変更、役職名の変更に伴うデータ変更に対応すること。
- (10) 以下の追加のカスタマイズの要望があった場合に、カスタマイズを行うこと。
 - i 他社の同種システム及びサービスと比較し、あるいは他市町村へ導入している実績を踏まえて本市職員の作業負担の軽減効果や使用料の面で本市が著しく不利とならないよう、本システムの改善やサービス業務の効率化等の措置を行うこと。
 - ii 契約期間中に行われる法改正及び制度改正に対応するためのシステム改修については、突発的かつ大幅な改正を除いて本業務の範囲内とし、別途経費を発生させないこと。

6 障害対応

- (1) 障害時の迅速な原因分析・復旧のための体制を示し、事前に本市の承認を得ること。また、障害対応の体制に変更があった場合は、速やかに本市に報告の上、承認を得ること。
- (2) 障害発生時の連絡窓口については、ハードウェアに起因するものか、ソフトウェアに起因するものかの切り分けが困難なため、一本化すること。
- (3) 原因分析・復旧においては、ハードウェアとソフトウェアのシームレスな対応を行い、速やかに復旧作業に当たること。
- (4) 障害情報を収集し、原因を分析し、同様の障害が発生しないように是正処理・予防措置を講じること。
- (5) 障害の原因、影響、対処方法、再発防止策を、書面で本市に報告すること。

Ⅲ データ移行業務

1 業務内容

- (1) 本システムの本稼働から10年後に予定しているシステムの再更新時に、落札者以外のシステムを利用することとなった場合に、本システム（財務会計システム及び標準ソフト）からデータを抽出し、再更新後のシステムに利用できるデータを作成するために必要な作業を行うこと。
- (2) 本システムからのデータを、3回以上（データの現状把握、データ移行のテスト、最終のデータ移行）抽出し、再更新後のシステムに利用できるデータにすること。
- (3) テーブル一覧、レイアウト等のデータ内容の説明資料を作成し、提出すること。
- (4) コード表、データ件数表(外字があれば外字一覧表)等のデータ移行に係るドキュメントを提供すること。
- (5) Q&A対応を100件まで行うこと。